令和5年度県立産業技術学院在職者訓練(DX基礎 I・Ⅱ)に係る委託仕様書

県立産業技術学院(以下、「学院」という。)において実施する県内企業等向けの在職者訓練(DX基礎 I・II)に係る委託仕様書について次に定める。

1 訓練内容

学院で実施しているものづくり分野における更なる技術・技能の向上を図るため、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」という。)の必要性や基本的な考え方について、知見を深め、導入手順やツールの操作方法等を習得する。

2 対象者・訓練コース

訓練の対象者は、県内事業所等(以下、「所属企業等」という)の従業員とする。また、訓練コースは、対象を主に経営・管理層向けとする「DX 基礎 I (概論コース)」と、主に実務担当者向けとする「DX 基礎 I (実践コース)」の2コースに分けて開催する。なお、両コースは可能な限り関連した訓練内容を設定するものとする。

3 仕上がり像

(1) DX 基礎 I (概論コース)

DXとは何か、なぜDXが必要なのかという基本的な考え方について知見を深めるとともに、 先進事例を学び、所属企業等での展開の糸口を見出すことができる。

(2) DX 基礎 II (実践コース)

DX の必要性や導入手順(課題抽出・対応)の他、DX 推進ツールの操作方法等を習得し、 また、グループワーク等を通じて、所属企業等間での相互理解を深め、活用に向けた実践スキルを身に付けることができる。

4 訓練実施日等

(1) DX 基礎 I (概論コース)

令和 5 年 8 月から 12 月頃までの間に最低 2 日間 (のべ 12 時間)以上開催すること。なお、開催日・時間帯は平日・ 9 時から 16 時頃までとし、初回開催日を令和 5 年 8 月中に設定すること。

(2) DX 基礎Ⅱ (実践コース)

令和5年8月から12月頃までの間に最低2日間 (のべ12時間) 以上開催すること。なお、開催日・時間帯は平日・9時から16時頃までとし、初回開催日を令和5年8月中に設定すること。また、DX 基礎 II (実践コース) の開催より先に、最低1日間以上、DX 基礎 I (概論コース)を開催しておくこと。

5 訓練時間の基準

1日あたりの訓練時間は6時間以内とし、昼休憩を挟む場合には1時間確保すること。

6 訓練の実施方法等

訓練の実施方法等については、次のとおりとする。

- (1)訓練会場 原則学院内とする。(無償使用可)
- (2) 実施方法 会議室等を使用した対面 (スクール) 形式とするが、相当の訓練効果が 期待できる場合は、オンライン形式も可とする。

(ただし、オンライン形式は、通信方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と受講者が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われるものに限る。)

- (3) 再委託 原則として、再委託による実施は不可とする。
- (4) 必要物品 原則として、必要物品は事業者において準備すること。 (ただし、学院内において対面(スクール)形式で開催の場合、受講者 が利用するパソコン、電源、インターネット環境等は、県で準備可)
- (5) 使用教材・ソフトウェア
 - ア 市販されていない教材を使用する際は、著作権に係る諸手続きを完結していること。
 - イ訓練で使用するソフトウェアについては、必ずライセンスの許諾を受けていること。
 - ウ 教材及びソフトウェアの使用料金については、事業者が負担すること。

7 定員

- (1) DX 基礎 I (概論コース) 20 名
- (2) DX 基礎Ⅱ (実践コース) 20 名

8 委託内容

- (1) 訓練の実施
- (2) 訓練に付随する業務(募集協力を含む。)
- (3) 訓練修了後、所属企業等における DX 導入・展開に係る支援に向けた調整
 - ※ 訓練終了後の支援に係る具体的な経費については、本事業の対象外とし、委託 先事業者(以下「事業者」という。)と所属企業等との協議により、必要に応じ て所属企業等が別途負担するものとする。
- 9 訓練実施にあたっての要件

訓練実施にあたっては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1)事業者が事業を適切に運営できる組織体制、職員等を備えていること。具体的には、 次のとおりである。
 - ア DX に関する基本的な知識の他、企業等の DX 支援等の実績を備えていること。
 - イ 原則として20名の定員設定が可能であること。
 - ウ 訓練運営に当たって、訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者 1 名 (訓練講師との兼任可) を配置できる体制が講じられていること。
 - エ 訓練で使用するソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- (2) 訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、訓練を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次のとおりである。
 - ア 講師は、1人以上の配置を標準とすること。
 - イ DX に関する基本的な知識の他、企業等の DX 支援等の実績を有する者等であり、 職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

(3) 実施しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間等が、訓練生の職業能力の開発及び向上に資する訓練であって、適切な実施が可能であること。具体的には、次のとおりである。

ア カリキュラム内容が訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること イ 訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・ 技術の習得であること。

10 訓練生の募集及び受講決定

訓練生の募集に係るチラシの作成・配布は原則として県が行う。ただし、事業者はチラシ案の作成及び訓練生の募集に協力すること。なお、訓練生の受講決定については県が行う。

11 訓練生の受講料

訓練生の入学金、受講料、テキスト代は無料とする。

12 委託経費及び委託費の支払い

委託経費は 600,000 円(税込)以内とし、訓練終了後、事業者からの請求により完了払いで支払うものとする。委託費の前払いは行わない。

13 企画コンペ参加申請書及び企画書の提出について

企画コンペ参加を希望する事業者は、企画コンペ参加申請書(様式第1号)及び連絡表(様式第2号)を、指定された日時までに郵送または持参すること。(郵送の場合は同日時必着)また、仕様書等に示された内容により企画書を作成し、別途指定された日時までに郵送また

は持参すること。(郵送の場合は同日時必着)

締切りを過ぎて提出されたものはいかなる理由があっても一切受理しないので、郵送の場合は特に配達時刻等十分に留意すること。